

令和8年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和8年5月22日(金) 13:30~15:30

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール(盛岡市中央通1丁目1番38号)

3 出席委員

岩崎等委員(会長職務代理者)、糸原健児委員(代理:特科連隊第3課連絡幹部 塚本悟)、内館茂委員(代理:盛岡市総務部危機管理防災課 危機管理統括監 金田一正人)、遠藤浩幸委員(代理:東日本電信電話株式会社宮城営業部岩手支店災害対策室長 石川美保子)、海藤直人委員、木下光子委員、小出博委員(代理:国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所 管理第一課長 井戸喜六)、佐々木八重子委員、佐藤善仁委員(代理:一関市消防本部 消防次長兼総務課長 菊池賢一)、蓼沼信三委員(代理:気象庁盛岡地方気象台 次長 小田嶋孝一)、千葉啓子委員、千葉とき子委員(代理:公益財団法人岩手県消防協会事務局長 上平久浩)、長田仁委員(代理:国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 副所長 関浩明)、松林由里子委員 ※会長職務代理者を除き氏名の五十音順

4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和8年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演「気象概況と天候の見通し、新しい防災気象情報」

盛岡地方気象台 次長 小田嶋 孝一 氏

(5) 閉会

5 議事録

○司会

委員の皆様方には、ご多用中のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、河川課の吉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、次第、出席者名簿、配席図、令和8年度岩手県水防協議会配布資料一式、令和8年度岩手県水防計画(案)、講演会のレジメ、以上でございます。

お手元にごございますでしょうか。

岩手県水防協議会についてであります。お手元の令和8年度岩手県水防計画（案）376ページに水防法を掲載しておりますが、水防法第8条により、都道府県の水防計画その他、水防に関し重要な事項を調査審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例により設置・運営してきているところでございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならないこととされていることから、令和8年度岩手県水防計画を策定するに当たり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は、盛岡地方気象台次長の小田嶋孝一様からご講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和8年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立のご報告を申し上げます。

本日は、委員定数15名のうち、本人出席6名、委任状代理出席8名、計14名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、岩手県県土整備部長の岩崎からご挨拶申し上げます。

○岩崎岩手県県土整備部長

令和8年度岩手県水防協議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより、岩手県の水防行政に多大なる御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、気候変動の影響等により、全国各地で集中豪雨や台風等による洪水被害が頻発しており、甚大な被害も度々発生しています。

本県においても、平成 28 年及び令和元年の台風災害など、経験のない豪雨による洪水・浸水被害が発生しております。

このため、県では、安全・安心な地域づくりに向け、流域全体のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の取組を進めているところです。特に、岩泉町の小本川では、平成 28 年台風 10 号災害を契機に河川改修事業を進め、昨年 10 月に完了しましたが、リスク情報提供等のソフト施策を併せて進めながら、流域全体の減災に取り組んでいます。

昨年 12 月には、企業や住民の方々から水災害を「自分事」として捉えてもらうため、岩泉町にて、本県で初となる流域治水をテーマにしたシンポジウムを開催し、一層の理解促進が図られたものと考えています。

また、被害を軽減するためには、国、県、市町村及び水防団等の関係機関が密に連携し、水防体制の充実・強化を図っていくことが極めて重要です。

昨年 6 月に、北上川上流花巻地区 2 市町等の参加により、「北上川上流花巻地区合同水防演習」、また、8 月には、北上川上流盛岡地区 6 市町等の参加により、「北上川上流盛岡地区合同訓練」を開催し、水防団による水防工法訓練等を実施し、日頃からの取組の大切さと水防体制の充実・強化の重要性を改めて認識したところです。

本日はご審議いただき令和 8 年度岩手県水防計画（案）は、県下における水防の円滑な実施のために必要な事項を規定しているものであり、流域治水など県が取り組んでいる施策を反映させるとともに、令和 8 年 5 月 29 日に気象業務法及び水防法の一部を改正する法律が施行されることから、その改正内容等を反映しております。

お集まりの委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、計画の決定を行いたいと考えておりますので、本日は、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてでございますが、岩手県水防協議会条例第 2 条第 1 項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しておりますことから、同条例第 2 条第 2 項の規定により会長職務代理者として、岩手県県土整備部長の岩崎委員が指名されておりますので、岩崎委員をお願いいたします。

それでは、岩崎委員、議長席にご移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

○議長

改めまして、岩手県県土整備部長の岩崎でございます。会長より指名を受けておりますので、議長を務めさせていただきたいと思っております。早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に沿いまして、「令和8年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

岩手県県土整備部河川課 流域治水課長の柴田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

お配りしております「令和8年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、クリップ留めで配布しております参考資料「県管理河川・海岸における防災・減災のための主な取組」について、水防計画と関連する部分もございましたので、先にご紹介をさせていただきます。

座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。これから説明させていただく内容ですが、大きく4つの項目についてご説明いたします。

それでは2ページをご覧ください。まず大規模氾濫減災協議会の取組についてです。この大規模氾濫減災協議会というのは、平成27年関東、東北豪雨、平成28年8月台風第10号による岩泉町小本川などの甚大な被害を契機とし、河川にかかるハード整備とソフト施策について、河川管理者である国や県と沿川市町村などが連携し、一体的かつ計画的に取り組みを推進する目的で設立されたものです。協議会は県内3つの圏域に分けて運営しております。県では協議会で定めた計画に沿って、水位周知河川の指定、洪水浸水想定区域の指定を進めており、令和8年度からは、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表に向けて取り組んで参ります。

次に3ページをご覧ください。こちらは流域治水協議会の取組についてです。近年は気候変動の影響により、全国的に災害が激甚化・頻発化し、河川管理者が行うハード対策やソフト施策だけでは人命を守ることができない事態が発生しています。このことから、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる「流域治水」を推進しているところです。本県では、「流域治水」の全県での展開を進めており、令和6年10月に県内48水系全ての水系において体制を構築したところです。流域治水協議会では、これまでの河川整備に加えて、利水ダムの事前放流、下水道施設での貯留、田んぼダム、森林整備、治山対策、その他浸水

リスクが高いエリアの土地利用規制等、関係者の取組を掲載した「流域治水プロジェクト」を策定し、情報共有しながら計画的に取り組みを進めていきます。今後は、地域住民や民間企業の参画を促進するため、パネル展示等の各種機会を通して、水災害を自分事として捉え行動する「自分事化」の意識啓発活動を推進してまいります。

次に4ページをご覧ください。平成28年台風第10号災害における岩泉町の河川改修事業が令和7年10月に完了したことを踏まえ、流域のあらゆる関係者の協働による流域治水の取組を深化、企業や住民の方々に災害を自分事として捉えてもらうため、本県で初となる流域治水をテーマとしたシンポジウムを開催しました。約160名の方に参加いただき、岩泉9年の奇跡の上映や、パネルディスカッションを通じて、自分事化の意識を広く共有、啓発することができました。

次に5ページをご覧ください。水防法に基づく、住民の円滑かつ迅速な避難のための取組を記載しています。岩手県では、水位周知河川の指定拡大を進めていくとともに、新たに洪水予報河川の指定に向けた検討を予定しております。また、国や県が管理する一級及び二級河川については、洪水浸水想定区域図を作成することになっており、洪水浸水想定区域が指定された場合、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成周知が義務付けられます。さらに、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。このように水防法では、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

次に6ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほどご説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策」についてご紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置なども行っています。市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っています。また要配慮者利用施設においては、近隣企業等と災害時の支援協定の締結を行っている事例もございます。

次に7ページをご覧ください。県の取組について、もう少し細かくお話ししたいと思います。こちらは水位周知河川の指定についてです。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで52河川を指定しております。また、令和8年に新たに2河川を指定することとしております。

次に 8 ページをご覧ください。こちらは洪水予報河川の指定についてです。洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、気象庁と共同してその状況を水位又は流量により水防管理者等に通知し、一般に周知します。現在、県内では国管理の 10 河川が指定されており、県管理の指定はありません。令和 5 年 5 月に気象業務法及び水防法の一部が改正され、国が得た県管理河川の予測水位情報の提供を受けることが可能となりました。令和 5 年 6 月に東北地方整備局長と包括協定を締結しました。引き続き、県管理の一級河川において洪水予報河川の指定に向けた検討を進めることとしております。

次に 9 ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。令和 3 年 7 月の水防法改正により、洪水予報河川や水位周知河川のみならず、住宅等の防護対象のある一級及び二級河川において、想定最大規模の降雨があった場合に浸水が想定される範囲や浸水深さを解析し、公表することとなっております。こちらにも大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、令和 8 年 5 月時点で指定対象の全 294 河川を指定しており、併せてこの 294 河川を対象とした家屋倒壊等氾濫想定区域の公表を計画的に進めて参ります。

次に 10 ページをご覧ください。こちらは洪水ハザードマップの作成状況になります。洪水浸水想定区域等のリスク情報の提供に合わせて、市町村は避難計画を検討し、ハザードマップの作成を進めております。令和 7 年度末現在、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップを作成しているのは 6 市町村のみとなっております。今後、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップの作成が徐々に進み、安全かつ確実な避難行動ができるようになってくるものと考えております。

11 ページをご覧ください。こちらはホットラインについてです。水位周知河川において、各基準水位が設定されておりますが、図の紫色で示している避難判断水位を超過するおそれがある場合、県から市町村長等へ超過する恐れがある旨連絡を行うものとなっております。平成 29 年度からこれまで延べ 182 市町村 241 回ホットラインを実施している状況です。

12 ページをご覧ください。こちらはタイムラインについてです。これは洪水時にどのタイミングでどのような行動を取る必要があるのか、関係機関で共有しているものです。水位周知河川に指定された河川については、タイムラインを策定し、運用しています。

13 ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。水位情報、雨量情報、カメラ画像を確認することができます。近年、出水時の避難情報を充実させるため、河川監視カメラを大幅増設したこと等によるアクセス集中対策として、簡易表示用サーバーの設置、VSAT と呼ばれる衛星回線の追加による二重化

により、通信障害に備えています。また、令和8年5月29日の水防法改正への対応として、氾濫発生水位が追加表示されます。また、同日の気象業務法改正に伴い、防災気象情報の名称が変更されますが、こちらについては今後システム改修予定であるため、当面の間は既存の名称でシステムに表示されることとなりますので、ページ上のボタンから気象庁ホームページへ遷移し、そちらで確認いただくこととなります。

14 ページをご覧ください。危機管理型水位計の情報については、国で運営している「川の水位情報」で確認することが可能です。また、防災や災害の情報を提供している「いわてモバイルメール」のほか、LINE、XのSNSでも洪水時の水位情報の配信をしています。

15 ページをご覧ください。こちらは昨年度の花巻地区合同水防演習の様子です。昨年度は大きな出水時の水防活動はありませんでしたが、昨年6月に、北上川上流花巻地区合同水防演習、8月に北上川上流盛岡地区合同水防演習を開催し、有事の際に迅速かつ的確な対応が可能となるよう技術の向上に取り組んでいただいております。

16 ページをご覧ください。こちらではデジタル技術を活用した最新の取組事例としてワンコイン浸水センサを紹介します。ワンコイン浸水センサは低コストでリアルタイムに浸水状況を把握できるもので、令和8年4月時点で全国233の市区町村で実証実験が行われており、岩手県内においても、盛岡市及び紫波町において実証実験フィールドを提供しています。

以上をもちまして、防災・減災のための主な取組についての説明を終わります。

続きまして、本日、ご審議いただきます水防計画書の主な変更点についてご説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等に際し、水防団による水防活動が円滑に行われるために必要となる情報を記載したもので、県が策定するものでございます。

水防法には、「県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のために水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要に応じて変更しなければならない」と規定されており、先ほど説明しました県の施策や水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図るものです。今年度版に修正した資料が、お配りしている「令和8年度岩手県水防計画(案)」でございます。この計画案について、本協議会においてお諮りするものでございます。

こちらの水防計画(案)の変更点につきまして、お手元にお配りしております、「令和8

年度岩手県水防協議会「配布資料」の資料をご覧ください。

この中の「資料1 令和8年度岩手県水防計画（案）変更要旨及び変更対照表」を用いて変更点についてご説明させていただきます。

まずは、1ページをご覧ください。

左側に記載の項目1が、令和8年5月29日に改正となる気象業務法及び水防法改正に係る概要、項目2が法改正に伴う本文及び図表の主な変更点、項目3が水位周知河川の新規指定に係る更新、次ページ以降に変更対照表と解説を掲載しており、この後説明いたします。

また、枠で囲っている（1）から（24）までの箇所については、時点修正等軽微な変更であることから、変更対照表の掲載は省略しております。

2ページでは、5月29日から変更される気象業務法改正に係る概要を示しております。主な変更点として、一つ目が警報、注意報の情報名にレベルが付記される点です。二つ目は、河川氾濫の危険度について、特別警報の新設など伝達方法が変更になった点、三つ目は警戒レベル4相当の情報が危険警報として発表される点です。気象業務法改正に係る詳細につきましては、盛岡地方気象台様の講演がありますのでこちらからは省略いたします。

3ページでは、水防法改正に係る概要を示しております。水防法の改正に伴い、河川管理者による氾濫等の通報を行うこととなります。当面の通報対象河川は、国管理の洪水予報河川10河川19区間、県管理の水位周知河川52河川68区間となります。また、通報基準は国、県ともに氾濫発生水位に到達した場合、あるいは巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認したときとなります。

4ページでは、水防法改正に伴う氾濫・決壊・漏水等の通報に係る変更となります。水防法第24条の2の追加に伴い、河川管理者から氾濫決壊漏水の通報について追記しています。

5ページから6ページでは、水防法第25条の改正に伴う、水防管理者等から決壊・漏水等の通報があった場合の通知について追記しています。

7ページでは、4から6ページで説明した氾濫・決壊・漏水等の通報を行う、国が管理する河川における氾濫発生水位及び通報基準を追加しています。氾濫等の通報対象河川及び区域は、洪水予報河川と同一となっています。通報基準は、氾濫発生水位に到達した場合、あるいは巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認した場合となっています。また、県管理の河川についても同様の変更をしています。

8 ページでは、国が管理する河川において、氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路を追加しています。県管理の河川についても同様の変更をしています。

9 ページでは、水防法で定める水位周知河川の指定に伴う追加です。令和8年3月27日付で、米代川、田代川、川尻川を水位周知河川として新規指定しました。また、令和8年5月29日付で小本川上流、中流、下流についても変更追加予定です。これらの追加で、水位周知河川は52河川68区間となります。以上が今年度の水防計画の主な変更点です。

続きまして、資料2をご覧ください。令和7年度に発生した水防に係る気象警報等に伴う水防対応を時系列に整理したものを記載しております。右側の欄に、対応状況として、水防警報の発表時刻や、ホットラインを実施した河川と土木センターを記載しています。水防活動は延べ全27回ありました。うち出水に伴う対応は19回で、それ以外は地震や気象警報のみの対応でした。

最後に資料3をご覧ください。過去10年間の公共土木施設災害の状況を参考としてまとめたものでございます。災害査定決定額ベースの集計ですが、昨年においては、災害発生件数16件、被害額約5億円となっており、過去10年では被害が最も小さい年でもございました。なお、今年度新たに主な異常気象に伴う各被害状況を参考に掲載しております。内閣府の防災情報より異常気象毎に被害状況を抽出しております。

以上で、令和8年度岩手県水防計画（案）の変更について、説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の事務局からの説明に対し、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

○委員1

まず一点、水防計画の346ページに掲載している伝達系統図に電話番号を掲載していますが、実際は電話で連絡しているのでしょうか。地図等詳細な情報も含め、メールなどで多くの情報を短時間に共有できると思いますが、いかがでしょうか。

もう一点、ホットラインの情報伝達について、電話で伝えるのが有効であることは理解していますが、電話連絡を複数の市町村に行う場合、時間のロスは発生していないのでしょうか。

○事務局

一点目の御質問について、電話番号の記載があって、実際にどのように情報伝達をしてい

るのかということですが、メールで一斉送付し、タイムラグなく同時に各伝達経路の案内先に情報を共有しています。

またホットラインにつきましては、各土木センター単位で対応をしており、センターによっては複数の市町村があるところもありますが、そういった場合には緊急度の高いところから順次連絡するかたちになると考えています。

○委員1

ホットライン1本あたり、どのくらいの時間がかかるものなのでしょうか。

1分くらいですむ内容ですか。

○事務局

1分くらいで済むような情報となります。

○議長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

県と市町村との間で、どういうケースの時にホットラインするかを共有していますし、大雨になるかもしれないというのは市町村でも事前に危機感を高めているので、電話があれば「多分ホットラインだな。内容は多分こんな話だろうな。」という共有意識ができていて、電話で一から説明するわけではないので、ポイントを絞って情報伝達ができていると理解しています。

○委員1

受け手側も電話回線を一本空けておくくらい緊張感が出ているのでしょうか。

○事務局

水防計画には固定電話の番号を記載していますが、実際には携帯電話番号を共有しており、固定電話に繋がらなければトップの携帯電話、トップに繋がらなければナンバー2の方に連絡するといった連絡体制について、4月に協議しているところです。

○委員1

つまり、水防計画に記載されているのは実際の運用とは異なるということなのでしょうか。

○事務局

水防計画は水防法に規定されたものを規定しておりますが、ホットラインについては法定義務以外の取組ということで説明しました。連絡についても、予め出水期前に市町村と県

とで毎年確認しており、発信者側も受け手側も優先順位を3位まで設け、複数名で体制をとる形としています。

○委員1

ありがとうございます。実際の運用は記載のとおりでないかもしれないけれども、安全なように作られているということですね。

○議長

ありがとうございます。水防計画は、最低限の基本を定めていると考えていただければと思います。新しい使えるツールはどんどん使えばいいと思っていますので、便利かつ確実なものができればそちらを使うというのは、柔軟に対応していると御理解いただければと思います。重要な御指摘ありがとうございました。

○委員1

水防計画の346ページに記載する伝達系統図には、土地改良区が含まれていませんが、無関係でよろしいのでしょうか。連絡先に県農村建設課が含まれているので、農業用水路の関係も管理するのかなと思いますが。

○事務局

利水ダムとの関係があり、農村建設課を連絡先に入れてあります。

土地改良区については、水防上は特に必要がないものということで入れておりません。

○委員1

水防上は入っていないということですが、実際に災害時には連絡を取り合うことがあるのでしょうか。土地改良区が管理しているような水路は、意外と県内に張り巡らされていてそこに排水が流入して、水位の管理をしていると聞いていまして、水路に流れ込んだ水の管理をどのようにしていて、最終的に北上川にどう回り込んでいったことについて、どう連携しているか教えていただきたいです。

○事務局

農業用水路から普通河川、準用河川、県管理の一級河川及び二級河川に繋がっていきませんが、県の農村整備を管轄している部署における水防関係の体制につきましては、本日の資料には含まれていませんので、後程確認のうえ、必要に応じて情報共有させていただきます。

○議長

ありがとうございました。

水防という観点では、流域に水が溜まって、河川に集まって河川の水位が上がっていくことに対してそれを漏れないようにするというのが水位等で、河川にはけけない水が田んぼに溜まっていくことについては、農林水産部の方で農地の管理という観点で行っているかもしれません。河川からすると内水氾濫みたいな取扱いのイメージなのかもしれないですね。一方で流域治水という意味では田んぼダムとか、あらゆる関係者が協力して水を止めましょうというふうにやっていますので、そういった水防法ではないところでの広い意味での治水対策としては、農林水産部と連携しながら取り組んでいるのかなという風に思っております。他にご質問やご意見等あればお願いいたします。

○委員1

資料1の5ページで、平屋住宅所在エリアで、平屋の場合は近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要とありますが、2階では間に合わないところまで浸水したり、2階の建物が流されたりするところがあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

こちらに記載しているのは通報が必要と想定される判断の例になります。

浸水深がもっと深い場合は記載の仕方が「浸水深よりも十分に高い」といったように変わってくると考えています。あくまで記載例ですが、今頂いた御意見を考慮して、次回基準を定めることになると思います。

○議長

ありがとうございます。

表記を分かりやすく正確にすることについてはその通りかと思っておりますので、実際に記載する際にはもう少し正確なものを使って判断することによって共有してまいりたいと思います。

その他、他に質問やご意見等あればお願いいたします。

○委員一同

(意見なし)

○議長

よろしいでしょうか。それでは他に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。お諮りをします。

令和8年度の岩手県水防計画案は、原案のとおりとすることで御異議はございませんか。

○委員一同

異議なし。

○議長

ありがとうございます。御異議がないとのことですので、令和8年度岩手県水防計画は、原案のとおり決定いたします。

○司会

ありがとうございました。その他、話題を提供していただける方はいらっしゃいますか。

○委員1

お配りいただいた資料の最後のページの「ワンコイン浸水センサ実証実験」について、令和7年度は盛岡市、矢巾町と紫波町に設置していますが、令和8年度は矢巾町さんが撤退し、規模を縮小して実施しているところです。以上、報告させていただきます。

○司会

ありがとうございます。他に話題提供等ありましたらお願いします。

ないということですね。

では、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

このあと講演がありますが、準備がありますのでここで5分程度休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

それでは、盛岡地方気象台次長の小田嶋孝一様から、「気象概況と天候の見通し、新しい防災気象情報」と題しまして御講演をいただきます。

(講演)

大変有意義な御講演をありがとうございました。

講師の小田嶋様に、いま一度拍手をお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から貴重な御意見等いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度岩手県水防協議会を閉会いたします。
委員の皆様方にはご多用中のところ、誠にありがとうございました。